

奈良県職業訓練の基準等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年七月五日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第八号

奈良県職業訓練の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、奈良県職業訓練の基準等に関する条例(平成二十四年七月奈良県条例第七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通課程の普通職業訓練の基準)

**第二条** 条例第五条第二項の規則で定める訓練科は、別表第一訓練科の欄に定めるものとし、これらの訓練科に係る訓練については、同表に定めるところによるほか、別に定めるものとする。

(短期課程の普通職業訓練の基準)

**第三条** 条例第六条第二項の規則で定める訓練科は、別表第二訓練科の欄に定めるものとし、これらの訓練科に係る訓練については、同表に定めるところによるほか、別に定めるものとする。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表第一(第二条関係)

普通課程の普通職業訓練基準

訓練科	教科	訓練期間	設備	訓練生の数
ITシステム科	情報工学概論 システム設計概論 ソフトウェア利用技術 プログラム作成技術 その他ITシステム科の訓練に係る将来	一年	教室 実習場 電子機器類 その他ITシステム科の訓練を適切に行うことができること認め	二〇人

	<p>多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科</p>
家具工芸科	<p>木材加工方法 製図方法 工作方法 塗装方法 仕様及び積算 器具使用方法 その他家具工芸科の訓練に係る将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科</p>
一年	
	<p>教室 実習場 木工用機械類 器具類 製図用具類 教材類 その他家具工芸科の訓練を適切に行うことができると認められる設備</p>
二〇人	

別表第二（第三条関係）

短期課程の普通職業訓練基準

一 訓練科等

--	--	--	--

<p>訓練科</p>	<p>建築科</p>	<p>訓練期間</p>	<p>設備</p>	<p>訓練生の数</p>
<p>服飾ビジネス科</p>	<p>住宅設備科</p>	<p>一年</p>	<p>教室 実習場</p>	<p>二〇人</p>
<p>縫製概論</p>	<p>配管概論 溶接方法 冷暖房概論 給排水設備概論 電気工事概論 その他住宅設備科の訓練に係る職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科</p>	<p>一年</p>	<p>教室 実習場 木工用機械類 測量用機械類 器具類 製図用具類 教材類 その他住宅設備科の訓練を適切に行うことができると認められる設備</p>	<p>二〇人</p>
<p>被服概論</p>	<p>建築概論 器具使用法 建築法規 その他建築科の訓練に係る職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科</p>	<p>一年</p>	<p>教室 実習場 木工用機械類 測量用機械類 器具類 製図用具類 教材類 その他建築科の訓練を適切に行うことができると認められる設備</p>	<p>二〇人</p>

<p>造園技術科</p>	<p>オフィスビ ジネス科</p>	<p>デザイン概論 商品企画方法 裁縫知識 その他服飾ビジネス 科の訓練に係る職業 に必要な技能及びこ れに関する知識を習 得させるために適切 と認められる教科</p>
<p>庭園概論 造園法 剪定法 植物病理及び農業薬 品概論 その他造園技術科の</p>	<p>事務概論 接遇法 OA機器概論 簿記及び会計概論 税務会計概論 その他オフィスビジ ネス科の訓練に係る 職業に必要な技能及 びこれに関する知識 を習得させるために 適切と認められる教 科</p>	<p>縫製用機械類 アイロン 器工具類 製図用具類 教材類 その他服飾ビジ ネス科の訓練を 適切に行うこと ができると思 えられる設備</p>
<p>六月</p>	<p>一年</p>	<p>教室 実習場 OA機器類 教材類 その他オフィス ビジネス科の訓 練を適切に行う ことができる と認められる設備</p>
<p>教室 実習場 造園用機械類 器工具類 計測器類 教材類</p>	<p>二〇人</p>	<p>二〇人</p>

	ビルメンテナ ナンス科			
	空調・熱源設備概論 電気設備概論 消防設備概論 その他ビルメンテナ ンス科の訓練に係る 職業に必要な技能及 びこれに関する知識 を習得させるために 適切と認められる教 科			訓練に係る職業に必 要な技能及びこれに 関する知識を習得さ せるために適切と認 められる教科
	一年			
	教室 実習場 空調機器類 電気工事用機器 類 器具類 製図用具類 教材類 その他ビルメン テナンス科の訓 練を適切に行う ことができる 認められる設備	教室 実習場 その他販売実務 科の訓練を適切 に行うことがで きると認められ る設備		その他造園技術 科の訓練を適切 に行うことがで きると認められ る設備
	二〇人			

二 職業訓練指導員 訓練科ごとの指導員の数は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危

険の程度及び指導の難易に応じた適切な数とする。

三 試験 訓練科ごとの試験は、訓練の修了時に行うこととする。